vinetur

酒類業界6団体、ヘンプ由来THCの取り締まりを12月11日に実施するよう議会に要請

ビール、ワイン、蒸留酒業界の幹部らは、規制延長が酩酊作用のあるヘンプ製品の緩やかな規制市場を温存すると訴えた

2026年11月20日（金）



米国のビール、ワイン、蒸留酒業界を代表する大手6団体の幹部は、酩酊作用のあるヘンプ由来THC製品に対する連邦政府の取り締まりを先送りする動きを議会が退け、12月11日の期限を予定どおり適用するよう求めた。

議会に宛てた強い調子の書簡で、各団体は、THCヘンプの「抜け穴」と呼ぶ制度の延長案について、通常の立法審査を経ることなく、規制が緩やかな市場を温存するものだと述べた。書簡は、提案は「安全で適切に規制された市場を確保できない」と指摘し、「委員会での公聴会や法案審議、その他の実質的な議会での措置や審査は一度も行われていない」と付け加えた。

書簡には、American Distilled Spirits Alliance、Beer Institute、WineAmerica、American Whiskey Association、Distilled Spirits Council of the United States、Wine Instituteの最高経営責任者が署名した。各団体は合わせて、米国の酒類供給業界の大部分を代表している。

この論争の焦点は、批判派が、議会の意図を大きく超えて普及したとするヘンプ製品だ。議会は2014年農業法で、ヘンプの生産と研究に関する試験事業を認めた。2018年農業法では、マリファナとヘンプを区別し、酩酊作用のない産業用途やカンナビジオール（CBD）用途でのヘンプ利用を支持した。

酒類業界団体は議員らに対し、その後、企業が化学処理によって天然由来のカンナビノイドを酩酊作用のあるTHC製品に変換し、こうした変更を悪用したと述べた。書簡によると、その結果、各団体が「大部分が規制・検査・課税を受けていない」とする製品の市場が急拡大した。また、食品に酩酊作用のあるカンナビノイドを添加することは違法だという米食品医薬品局（FDA）の見解にもかかわらず、これらの製品が販売されていると指摘した。

議会は2025年に規制強化に動き、議員らが可決し、ドナルド・トランプ大統領が署名した措置により、小売容器1個当たりの総THC量を0.4ミリグラムに制限した。ヘンプ由来THC飲料などの製品を支持する人々は、この基準は実質的に、食品や飲料へのTHCヘンプの使用を禁止するものだと主張している。

供給業界団体は、事業者には対応のため丸1年が与えられたと述べた。書簡は「この規定は、さらなる先送りや延長をせず、2026年12月11日に全面的に施行されなければならない」としている。

各団体は、マリファナに類似すると自らがみなす、新たなカテゴリーの酩酊作用のあるヘンプ製品について、独立した連邦制度を設けるための作業を議会は行っていないと主張した。消費者と事業者を守る制度の構築には相当の時間、専門知識、調整が必要であり、立法過程の終盤に盛り込む修正で実現できるものではないと、書簡は述べた。

この論争は、飲料業界全体の内部で広がる意見の隔たりを浮き彫りにしている。ビール、ワイン、蒸留酒の供給業者が現行の規制を施行するよう求める一方、Wine & Spirits Wholesalers of Americaは異なる方針を支持している。同卸売業者団体はTHC飲料の合法化を支持し、酒類と同様の制度の下で規制すべきだと述べている。

供給業界団体は、その案は時期尚早だとして退けた。書簡によると、酒類業界は数十年をかけて構築された、4,000を超える連邦法や規制の下で事業を行っている。この制度をヘンプ由来の酩酊性物質に急いで適用しても、州司法長官や法執行機関、公衆衛生の擁護者らが提起する幅広い懸念には対処できないとした。

書簡はまた、THC関連業界が急いで進めようとしているとする提案にも警鐘を鳴らした。こうした案は、マリファナ政策をめぐる幅広い議論や、十分に整備された安全規制を経ずに、一部の酩酊作用のあるTHC製品を連邦レベルで合法化する「裏口」を作ろうとしていると指摘した。

議会へのメッセージでは、消費者の安全が中心的なテーマとなった。各団体は、特に使用者を酩酊させる可能性のある製品について、消費者が小売店の棚に並ぶ商品を安心して購入できるようにすべきだと述べた。ヘンプ由来THC飲料がコンビニエンスストアや酒販店などに広がり、州ごとに規則や執行方法が異なる中、この主張は存在感を増している。

この対立は薬物政策にとどまらず、飲料メーカーが販売できる商品の範囲、小売業者による棚割り、そして拡大するTHC配合飲料カテゴリーと酒類との競争にも影響を及ぼす可能性がある。また、ヘンプ由来の酩酊性物質を12月の基準に基づいて市場から排除すべきか、規制対象の飲料市場に組み込むべきかをめぐる、生産者と卸売業者の溝も浮き彫りにしている。

議会は今、業界の異なる陣営から圧力を受けている。一方では、酒類供給業者が、12月の期限はすでに成立した法律に基づくものであり、弱めるべきではないと主張する。もう一方では、ヘンプ由来THC飲料の支持者が、製品の販売を継続できるよう、時間の延長または新たな制度の整備を求めている。結論は、連邦政府が酩酊作用のあるヘンプ飲料を、抜け穴から生じた禁止対象の副産物とみなすのか、それとも長期的な独自の規制制度を設けるべきカテゴリーとみなすのかを左右することになる。